

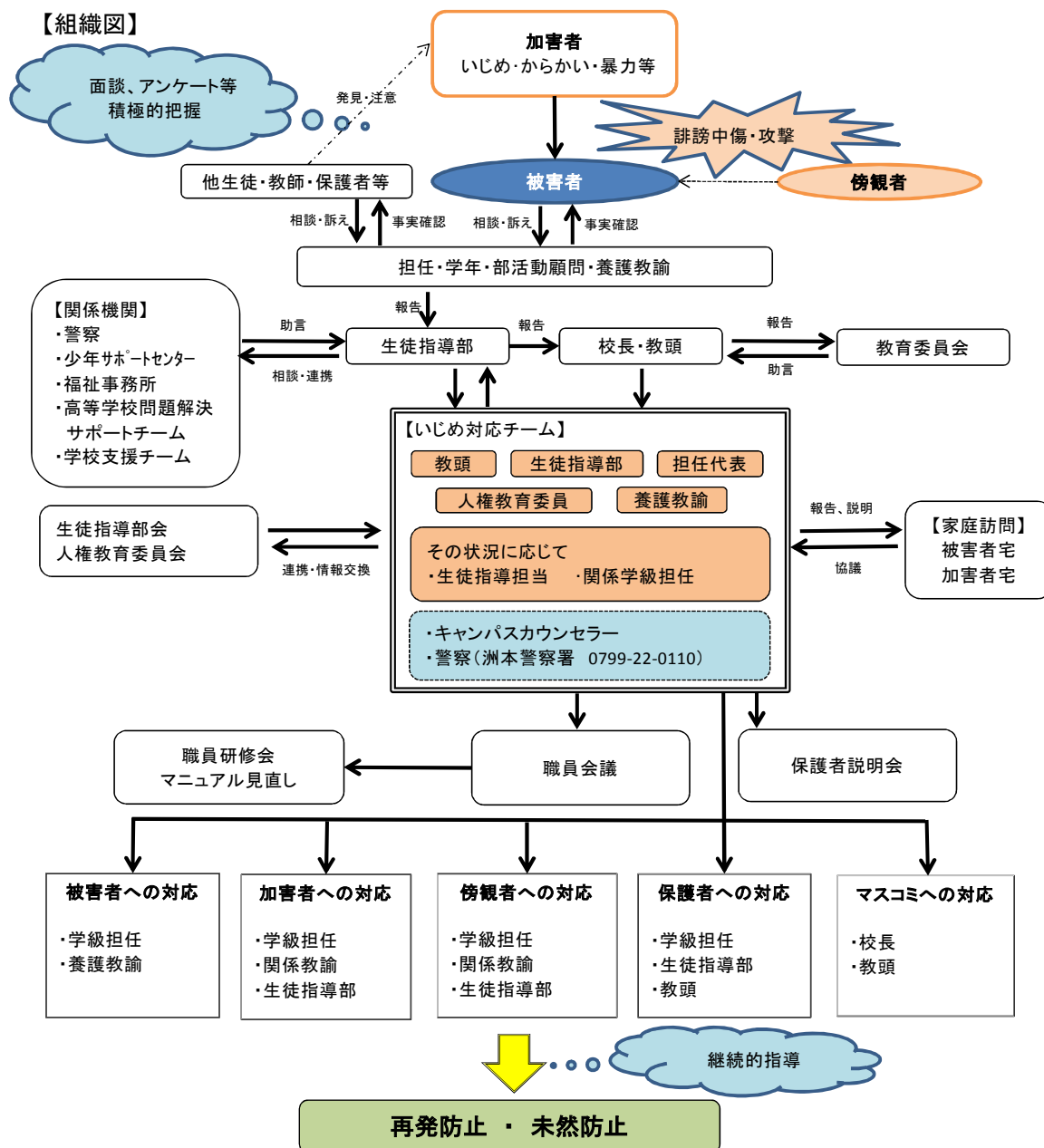
I 校内指導体制及び関係機関

いじめの問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意思を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対応チーム」である。

いじめ対応チームについて

○教頭及び生徒指導部長を中心に、人権教育委員長、担任代表、養護教諭で編成する。
(事案の状況に応じて、キャンパスカウンセラー、関係職員及び学校評議員、警察などを入れてメンバーは適宜編成する。)

【組織図】



温かい学校経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。